

ホワイトウォーター・スラローム・ネットワーク（WSN） 会規約

2007.4.1 更新

（名称）

第1条 本会は「ホワイトウォーター・スラローム・ネットワーク(略：WSN)」と称する。

（所在地）

第2条 本会の事務局を東京都青梅市御岳本町 266-B 1「みたけカヌー教室」内に置く。

（目的および事業）

第3条 本会は、様々なイベントの運営を通じて次に掲げる事項の達成を目的とする。

- 1．カヌースラローム競技の普及発展。
- 2．カヌーを通じた児童・青少年の健全なる成長の促進。
- 3．人工カヌーコースの建設。

第4条 本会は、目的達成のために次のことを事業として行う。

- 1．「各種カヌー競技会」の企画・運営。
- 2．「各種カヌー講習会」の企画・運営。
- 3．その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

（組織）

第5条 本会は、本会のイベント参加経験者が主となって組織する。

第6条 本会は、次に以下の役員を置く。

- 1．理事長 1名
- 2．副理事長 1名
- 3．理事 3名以上
- 4．監事 1名
- 5．前項に定める他、理事長が事業の運営上必要と認めた役職。

第7条 前条の役職は、総会において決定する。

第8条 理事長は、本会を代表し会務を統括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が何らかの理由により責務遂行が困難となった場合これを代行する。

第9条 監事は、会計状況を監査する。

第10条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。但し途中に選任された者の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任するまでの職務を行う。

（会議）

第11条 総会は、毎年1回会計年度満了後に理事長が召集する。また理事長が必要と認めた場

合は臨時総会を招集することが出来る。

第 12 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。ただし、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、議決権を委任することができる。

第 13 条 総会は、出席者の過半数をもって議事を決定する。また可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 14 条 総会の議長は、理事長もしくは理事長から委任を受けた者がこれに当たる。

第 15 条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1．事業計画の決定
- 2．予算の決定、および決算の承認
- 3．役員の選任及び罷免
- 4．本規約の変更に関する事項
- 5．本会の解散に関する事項
- 6．その他総会において必要と認められた事項

（会計）

第 16 条 本会の経費は次の諸収入を以ってこれにあてる。

- 1．各イベントの参加費及び協賛金
- 2．前項 1 に関連する事業における参加費及び協賛金
- 3．公共団体の交付金・補助金
- 4．公益団体の助成金
- 5．寄付金
- 6．その他の収入

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 18 条 本会の予算は、理事長がこれを調整し、総会にて決定する。

第 19 条 本会の決算は、理事長がこれを総会の認定に付する。

（専決処分）

第 20 条 総会の招集するいとまない緊急な事項については、これを理事長が専決処分することができる。

（その他）

第 21 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

- 1．この規約は、2007 年 4 月 1 日から施行し、解散の日をもってその効力を失う。